



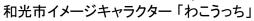


# 和光市スポーツ推進計画

~スポーツを通じて健康で生きがいのある人生を実現するために~















体力測定



# 和光市教育委員会

市長あいさつ

近年、時間を有効に活用し、健康の保持・増進のために運動をしようという市民の皆様の 意識が高まっております。和光市においてもスポーツ施設の利用者は年々増加傾向となって おります。

このようななか、平成23年8月にはスポーツ振興法が全面改正され、スポーツ基本法が制定されました。そして、同法を受け、すべての市民が生涯にわたりスポーツに取り組む「一市民ースポーツ」を実現するとともに、スポーツを通じたまちづくり、元気づくりを実現するため、和光市において、スポーツ推進計画を策定することといたしました。

和光市では、平成25年4月に健康づくり基本条例を施行し、健康づくりに関し基本的な事項を定め、健康づくりに関する施策を総合的に調整し、市民、事業者及び関係団体等の方々との協働により、地域が一体となって計画的に推進することを目指しています。これを踏まえ、スポーツ推進計画では、めまぐるしく変化する社会情勢を踏まえ、市民ニーズを十分に見極め、市民のライフスタイルに合わせた健康・体力づくりを皆様とともに進めてまいりたいと考えております。

また、和光市は、防災協定を締結している、長野県佐久市、新潟県十日町市、栃木県那須 鳥山市とスポーツ交流を行っておりますが、今後はより多くの市民の皆様にスポーツ・レク リエーションを通じて交流を深めていただきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました和光市スポーツ推進計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査や意見交換等にご協力いただきました多くの市民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成25年12月 和光市長 松本 武洋

#### 教育長あいさつ

今夏、2020年オリンピック・パラリンピックの開催地が東京になり、1964年大会以来56年ぶり2度目となる決定に、日本中がオリンピックフィーバーに湧きました。それは、オリンピックが四年に一度のスポーツの祭典であり、それぞれの競技を通して、全ての人々に大きな感動や楽しみ、活力をもたらし、言語や生活習慣を超えて、人類が共同して発展させてきた世界共通の文化の一つとして、私たちは多くの感動と様々な人間模様を目の当たりにしてきたからであると思われます。

さて、スポーツは、体を動かすという欲求に応え、精神的充実や楽しさ喜びをもたらすととも に、青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進等、生活において多面にわたる 役割を担うものであります。

国では、平成23年6月にスポーツ基本法を制定し、平成24年3月にはスポーツ基本計画の 策定により、スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を目指 すことを明らかにしています。

また、埼玉県では平成25年1月10日に新たなスポーツ推進計画が策定され、本市においても、昨年度から「一市民ースポーツ」をスローガンに、「スポーツを通じて健康で生きがいのある人生を実現するために」をキャッチフレーズとして、市民一人ひとりが、体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツに親しむことができ、スポーツを身近に感じられる生活を実現していくための「和光市スポーツ推進計画」を策定しました。

本計画の策定にあたりましては、市民の皆様のスポーツ・レクリエーション活動の状況や要望を把握するため、市民の皆様に無作為抽出によるアンケート調査の実施、スポーツに関わられている方々と意見交換会の開催、そして、和光市スポーツ推進計画策定委員会を組織し、学識経験者、関係団体の皆様の慎重且つ熱心なご審議により、策定作業を進めることができました。

今後は、本計画を踏まえて、市民の誰もが、心身の健康の保持、増進を図り、健康で活力のある市民生活を送ることができるよう、スポーツ推進施策を講じてまいりたいと考えております。

結びに、これまで貴重なご意見やご提言をいただきました関係各位並びに計画策定委員各位に 心から感謝・御礼を申し上げますとともに、この理念を実現する上で、市民のニーズにあったスポーツ推進を図っていくことがたいへん重要であると認識をしておりますので、皆様の更なるご 支援・ご協力をお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

平成25年12月

和光市教育委員会 教育長 大久保 昭男

# 和光市スポーツ推進計画 目 次

第 1	章	計画	策定	の根	既要																				
1	計順	画策定	の趣	남.			•			•	•	•	•	•		•			•				•		6
2		画の基準					•			•		•	•	•	•		•	•			•		•		7
3		画の金																							8
4		画が加	-							•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		9
5		画別同画のお			<del>1.</del> °_	_ \\\		<i>O</i> 1	<b>学</b> 主	دا ځ	, H	抽				•	•	•	•	•		•			9
							_		<b>止</b>	<b>€</b> ⊂		/沃	. •		•					•		•			9
6	山口	画にお	<i>いる</i> .	刈豕	ムク	J •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		9
第 2	章	和光	市に	おじ	ける	ス	ポ	<u> </u>	ツロ	DE	見北	犬。	と	果	題										
1	古目	民のス	ポー	ツの	実が	计出	· 沙兄.	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				•	1	2
2		ポーツ				_					•	•	•	•		•	•	•	•		•		•	1	
3		幼児期																			•			1	_
4		<ul><li>中学</li></ul>	,							-														_	_
5		間年齢																							
6		ਜ਼ 職後・																							
7		成反 害者に							<b>У</b> Д	- <i>)</i>	•	. AO	•	•	نار <i>ت</i> •	<b>1</b> /\	•	<b>₽</b> ∕ <b>\</b> .	•					1	
8		或・全			-				軍車	<b>i</b> .														1	
O	1 <u>15</u> 7	<b>以</b> 土	<u>- ተ</u> መቦ	(CA)	() 'a	ノヴ	11/	<u></u>	水心	₫ -	-	-		-			-	-					-	1	9
第3	章	スポ	ーツ	推進	生計	画	の <sup>2</sup>	数位	値	] 校	票(	と言	<b>美</b> 人	施	施	策									
1	数值	直目標				•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	О
2	実力	施施策																							
(	(1)	「する	」ス	ポー	ツ・	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	2	2
	ア	スポ	ーツ	団体	によ	さけ	る	ス	ポー	-ツ	· の	充	実	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
		乳幼																							
	ウ																								
	工																								
	オ																								
		陪宝																							

キ	地域・全年齢におけるスポーツの充実・・・・・・・	• •	•	2 4
(2)	「観る」スポーツ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	2 5
(3)	「支える」スポーツ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	2 5
3 スプ	ポーツ活動の場づくり			
(1)	公共スポーツ施設の整備・充実・・・・・・・・・・		•	2 6
(2)	スポーツ活動が可能な場の有効活用・・・・・・・・		•	2 6
(3)	スポーツ施設開放の推進・・・・・・・・・・・・		•	2 6
# 1 <del>*</del>	利用の供用に付けて			0. 5
<b>弗4早</b>	計画の実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	2 7
次业场				
資料編	fl .			
1	計画策定まで			
(1)	計画策定までの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	2 8
(2)	和光市スポーツ推進計画策定委員会・・・・・・・		•	2 9
(3)	和光市スポーツ推進計画庁内検討委員会・・・・・・		•	2 9
(4)	市民対象アンケート(無作為抽出)・・・・・・・・		•	3 0
(5)	市内小・中学生対象アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	4 0
(6)	意見交換会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	4 8
(7)	パブリック・コメント・・・・・・・・・・・		•	5 2
$2$ $\bar{\mathfrak{l}}$	<b>市内スポーツ施設・・・・・・・・・・・・・</b>		•	5 3
3	スポーツ施設利用状況・・・・・・・・・・・・・・		•	5 7
	スポーツ団体加入状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
5 ī	市・教育委員会・体育協会主催スポーツ事業・・・・・		•	6 0
6 J	用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	6 3
7	関係法令			
	和光市健康づくり基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	6 5
	スポーツ基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	6.8

# 第1章 計画策定の概要

# 1 計画策定の趣旨

今日、オリンピック、プロスポーツの活躍、そして健康ブームの影響もあり、スポーツは多くの人々に親しまれています。精神面においては、スポーツによって得られる達成感や仲間との連帯感などをもたらし、身体面では、体力の向上や生活習慣病の改善が期待され、心身両面にわたる向上をもたらします。

しかし、近年では、特に子どもの運動能力の低下が危惧されており、体力向上・健康維持以外にも、スポーツの担う役割はより一層重要なものとなってきています。

また、スポーツを通じて家族間や地域住民間のコミュニケーションの向上や地域の活性化を促進することも、大いに期待されるところであります。

今後、市民の一人ひとりが生涯にわたって気軽にスポーツに親しむことができ、心身ともに健康で生き生きとした生活が享受できる、「生涯スポーツ社会」の実現のためには、 多種多様化した課題や住民のニーズを的確に把握し、具体的に対応する総合的な取り組みが必要となっています。

国では、文部科学省が平成24年に策定した「スポーツ基本計画」において「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利である」とするとともに、「スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等国民生活において多面にわたる役割を担う」とスポーツの意義を示しています。

県でも、「埼玉県スポーツ推進計画」において、「スポーツには、心身の健康の保持増進だけではなく、青少年の健全育成や地域社会の再生、社会・経済の活力の創造等、県民生活において多面にわたる効果が期待されています。県民の誰もが、各々の関心や適性等に応じて、生涯にわたって自発的かつ日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、そしてスポーツを支える活動に参画することのできる機会を確保することを目指します。」として、『スポーツを通じた元気な埼玉づくり』と基本理念を掲げています。

本市では、平成23年に新たに制定された「スポーツ基本法」、国の「スポーツ基本計画」、「埼玉県スポーツ推進計画」の趣旨を踏まえ、また、市では、平成25年4月に施行された「和光市健康づくり基本条例」において、市・市民・事業者・関係団体の健康づくりに関する責務が定められており、今後、スポーツ奨励など、健康増進や病気の予防に関する取組みについても、より一層力を入れて取り組んでいきます。その他、市の上位計画である「第四次和光市総合振興計画」などの関連する計画との整合性を図るとともに、市のスポーツ振興の方向性や取組みを明らかにし、推進を図っていくための「和光市スポーツ推進計画」を策定します。

# 2 計画の基本理念

スポーツは、スポーツを行うことによって、得られる達成感や満足感、体力の向上、 そしてストレスの解消による心身両面に渡る効果の他、スポーツを通じて、家族間のコ ミュニケーションの向上も期待できます。

また、スポーツに親しんだり携わる市民が増えることによって、スポーツが媒体となり市民の間に自然と交流が広がり、その結果として地域の活性化が進み、健康で快適な「まち」が形成されると考えています。

これらのことから、計画の基本理念は、

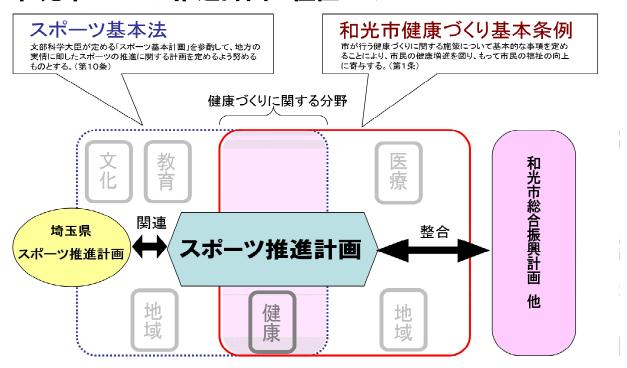
「スポーツを通じて、健康で生きがいのある人生を実現するために」とします。



# 3 計画の位置づけ

この計画は、スポーツ基本法第10条に基づいて策定するものであり、平成23年度にスタートした「第四次和光市総合振興計画」の基本構想を実現させるための計画であることから、スポーツ基本法、和光市健康づくり基本条例をはじめ、県、市の関連分野の計画等を踏まえながら、スポーツの普及・振興についての現状と課題、施策の基本方針を示したものです。

# 和光市スポーツ推進計画の位置づけ



※ 和光市健康づくり基本条例第13条において、シームレス会議を設置し、健康づくりに関する施 策を総合的に調整して、計画的に推進するために必要な体制を整備します。

# 4 計画の期間

計画の期間は、平成26年度から平成32年度までの7年間とします。なお、今後の国・県の動向や社会情勢の変化、市民ニーズに対応するため、必要に応じて計画を見直すこととします。

平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
23年度	2 4 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
	第四次 和光市総合振興計画								
	チャルナッコの一番がある。								
	和光市スポーツ推進計画								

# 5 計画における「スポーツ」の定義と目標

スポーツの定義、捉え方については、個人の価値観(例えば、釣りは、スポーツであるかどうか)によって異なるものですが、本計画では、「スポーツ」を幅広く捉え、勝敗や記録を競う競技スポーツから、ウォーキング、ストレッチや体操、比較的簡単なルールで手軽に楽しむことを目的に考案されたレクリエーション・スポーツや、県で推進している「ながらスポーツ」(日常生活を送る中で行う運動)までを含むものとします。また、併せて「観る」スポーツ、「支える」スポーツについても、年齢、レベルにかかわらず、全市民がスポーツに関わることを最終目標として「一市民ースポーツ」を目指していきます。



するスポーツ



観るスポーツ



支えるスポーツ



# 6 計画における対象区分

本計画においては、大きくライフスタイルが変わる時期(年齢)として4つに区分し、 これらの現状・課題に対して施策を実施していきます。

また、時期(年齢)のほか、現在活動しているスポーツ団体、障害者団体及び地域スポーツについても記載していきます。

※ 年齢は概ねの目安となります。

# (1) 0~6歳を乳幼児期とします。

小学生になる前のこの時期は、マッサージや手遊びといった親子遊びに加え、リトミック (音楽を使ったリズム運動)、鬼ごっこや、鉄棒、ジャングルジムなどの子ども同士の遊びなど、まずは、体を動かすことによって、その楽しさを知り、**心身の発達を促すことを主な目的とする時期**とします。



# (2) 7~15歳を小・中学生期とします。

小学生から中学生までのこの時期は、体を動かすことの楽しさを知り、体の成長に伴い、体をつくる時期になります。スポーツ少年団の加入、部活動への入部など、みんな(個人を含む)でスポーツを行う楽しさを知ることを主な目的とする時期とします。



# (3) 15~60歳を中間年齢層期とします。

中学校を卒業してからのこの時期は、高校、大学、就職、結婚、出産、育児など各 自様々なライフスタイルとなります。これらのライフスタイルにおける限られた時間 の中で、スポーツを楽しみ、スポーツを通じて友人・地域・家族間のコミュニケーションの向上を図り、また、体力面の向上、ストレス解消することを主な目的とする 時期とします。













# (4) 概ね60歳以上を退職後・高齢期とします。

一般的に多くの人が定年退職を迎え、また、子どもも大きくなり育児を終えて自分の時間に余裕ができるこの時期は、より健康への意識が高まる時期であり、これまでに続けていたスポーツのほか、新たにスポーツをはじめるきっかけとなる時期ともいえます。また、これまでの社会経験を活かし、指導者やスポーツボランティアとしての活躍も期待できます。

このことから、スポーツを楽しみ、ときには支え、スポーツを通じて友人・地域・ 家族間のコミュニケーションの向上を図り、また、体力面の維持、向上、ストレス解 消することを主な目的とする時期とします。







# 第2章 和光市におけるスポーツの現状と課題

# 1 市民のスポーツの実施状況

#### 【現状】

平成25年12月1日現在、和光市の人口は、79,387人となっており(P.15 参照)、市民に提供している市内のスポーツ施設には、総合体育館や運動場など市が管理運営する施設や、市内小・中学校の校庭・体育館及び国の施設(庭球場・グラウンド)の計24施設があります。年間に延べ40万人以上が利用しており、年々利用者数が増えています。

本計画を策定するにあたり、18歳~79歳までの市民1,000人を対象に無作為抽出によるアンケート調査を実施したところ、<math>362人から回答を得られました。また、同時に、市内の小学5年生及び中学2年生の全児童・生徒を対象としたアンケートを実施しました。

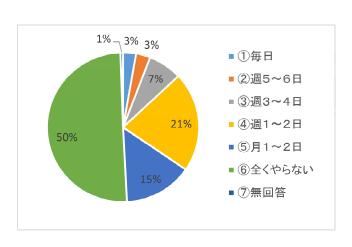
そのアンケート結果より和光市の特徴は以下のとおりです。

※ アンケートの詳細についてはP. 30をご参照ください。

#### 無作為抽出アンケート結果

○和光市民が1週間に1回以上スポーツを行う割合は34.7%であり、県が掲げる目標の55%を大きく下回っている。

{※参考 週1回以上スポーツをする20歳以上の県民の割合48.3%(平成24年度)}

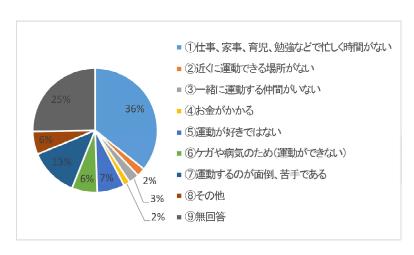


1	毎日	10	3%
2	週5~6日	11	3%
3	週3~4日	26	7%
4	週1~2日	78	21%
5	月1~2日	53	15%
6	全くやらない	182	50%
7	無回答	2	1%
	A =1		

362

合計|

○スポーツを全く行わない人のうち、仕事、家事、育児、勉強などで忙しくて時間がない人が約50%である。



1	仕事、家事、育児、勉強 などで忙しく時間がない	65	36%
2	近くに運動できる場所がない	4	2%
3	一緒に運動する仲間がいない	5	3%
4	お金がかかる	3	2%
<b>⑤</b>	運動が好きではない	13	7%
6	ケガや病気のため (運動ができない)	12	6%
7	運動するのが面倒、苦手 である	23	13%
8	その他	11	6%
9	無回答	46	25%
<u> </u>			

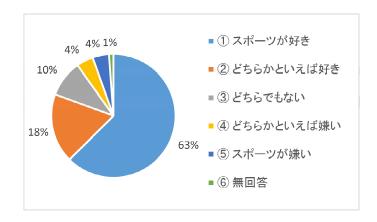
# 合計 182

### 【その他の特徴】

- ○月に1回以上スポーツをしている人まで含めると、50%の人がスポーツを行っている。
- ○スポーツをする人は、平日と土・日・祝日で約50%ずつである。
- ○スポーツをする場所は、屋内と屋外で約50%ずつである。
- ○スポーツをする場所は、民間スポーツ施設、総合体育館、次いで樹林公園が高く、 これら3ヶ所で全体の約50%である。
- ○スポーツを行わない人のうち、約3分の2の人が、条件が合えばスポーツをした いと思っている。
- ○市等のスポーツ事業に参加したことがある人は、21%である。
- ○広報わこうから一番情報を入手している。
- ○一番不足していると感じている情報は、スポーツができる場所や施設についての情報である。

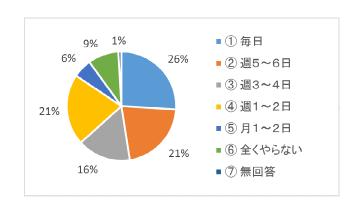
# 小・中学生アンケート結果

○スポーツが好き(どちらかといえば好きを含む)は全体の80.6%である。



1	スポーツが好き	759	63%
2	どちらかといえば好き	220	18%
3	どちらでもない	116	10%
4	どちらかといえば嫌い	53	4%
<b>⑤</b>	スポーツが嫌い	52	4%
6	無回答	14	1%
	合計	1214	

○週1日以上スポーツをする人は84.4%である。

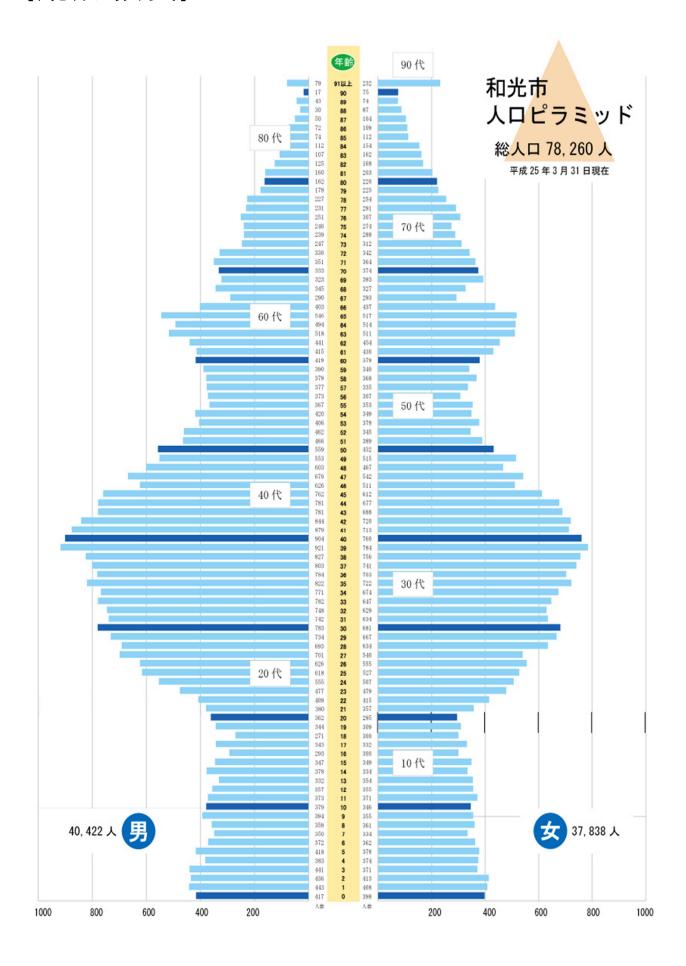


1	毎日	351	26%
2	週5~6日	262	21%
3	週3~4日	192	16%
4	週1~2日	256	21%
5	月1~2日	68	6%
6	全くやらない	110	9%
7	無回答	11	1%
	合計	1214	

# 【その他の特徴】

- ○スポーツをする時間は、平日、土・日・祝日の日中が多い。
- ○スポーツをする理由としては、"好き・楽しい"が61.2%である。
- ○今、続けているスポーツを今後も続けたいと思う人は75%である。

# 【和光市人口分布参考】



# 2 スポーツ団体における現状と課題

#### 【現状】

市内には、平成25年5月25日時点で体育協会加盟団体が15団体(スポーツ少年団5団体含む)、スポーツ少年団は21単位団があり、主に土・日・祝日を中心に活動を行っています。

その他、市内小・中学校開放等の登録による団体が利用しています。

- ※ 各施設の利用状況、体育協会加盟団体及びスポーツ少年団加盟単位団については、P. 57~をご参照ください。
- ※ 各連盟の連絡先については、スポーツ青少年課までお問い合わせください。

#### 【課題】

特に、土・日・祝日の施設利用については、他団体と競合することが多くなっています。

# 3 乳幼児期(0~6歳)における現状と課題

#### 【現状】

保育園や幼稚園において、散歩や外遊びといった日常の遊びに加え、なわとびやドッジボール、かけっこ、マラソン、水遊びなどが行われています。また、総合体育館、子育て支援センターや児童センター(館)では、親子を対象としたダンスや体操講座を開催しています。

スポーツ少年団は、主に小学生を対象とする団体が多いことがあげられます。

#### 【課題】

乳幼児期のスポーツには親の手助けが不可欠です。発達度合いにより転倒しやすいこともあるため、一層の安全確保が必要です。また、現地までの交通手段の確保などが課題としてあげられます。

# 4 小・中学生期(7~15歳)における現状と課題

#### 【現状】

毎年市内小・中学校で実施している新体力テストの結果から見ると、各学校の取組により児童・生徒の体力の低下には、ある程度の歯止めが掛かってきていますが、県 平均との比較では、依然として課題が残るものもあります。

また、新学習指導要領の全面実施に伴い、児童・生徒の放課後に遊ぶ時間は更に減少しています。その分、運動・スポーツへの関わりは休日の過ごし方が重要なポイントになっています。

近年の家庭環境の多様化や情報化社会の急速な発展に伴い、学校体育以外での運

動・スポーツへの取組は二極化しています。このような中、中学校における運動部活動は、学校の教育活動の一環として体力づくりという点でも重要視されて<del>おり</del>います。他にも、小学校では児童の放課後の居場所づくりを目的とする放課後子ども教室を実施しており、ドッジボール、ソフトバレーボール、サッカーなど多くの種目で体を動かしています。放課後子ども教室では、異学年の子どもたちが集まり、授業で体験できないスポーツの楽しさに触れています。

#### 【課題】

運動部活動が抱える課題として、専門的な指導力をもった教職員の減少や、部活動 顧問と外部指導者との効果的な連携、練習場の確保などがあげられます。

放課後子ども教室については、地域の方々の指導者の協力が必要不可欠であり、人数はもとより多種目に対応できるよう、人材の確保が必要です。特に、平日の放課後に継続的に活動できる指導者が不足しています。

# 5 中間年齢層期(15~60歳)における現状と課題

### 【現状】

スポーツをする場所は、民間スポーツ施設、総合体育館、次いで樹林公園が高く、これら3ヶ所で全体の約50%となっています。一方、スポーツを全く行わない人のうち、仕事、家事、育児、勉強などで忙しく時間がない人が約50%を占め、そのうち、約3分の2の人が、条件が合えばスポーツをしたいと思っています。スポーツができる場所、施設をはじめ、スポーツ事業や団体、健康・体力づくりの情報についても必要であると感じています。

#### 【課題】

仕事、家事、育児で忙しくて時間がない人にもできる簡単な運動について、健康・体力づくりと併せて紹介していく必要があります。また、スポーツと子育ての両立が難しいと感じている人もおり、保育環境の充実、また、親子共に参加できる教室等が必要となります。併せて、家族で一緒に楽しめるスポーツを増やしていく必要があり、これらの情報周知方法についても、より多くの人に届くよう工夫していく必要があります。

なお、中間年齢層期については、前述のとおり、多種多様化するライフスタイルの 現在の状況を鑑み、大きく家族世帯と単身世帯に分けて施策を行っていく必要があり ます。

# 6 退職後・高齢期(概ね60歳以上)における現状と課題

#### 【現状】

今日の社会は高齢社会が急速に加速しており、わが国では、65歳以上の高齢者が2014年には4人に1人、2050年には3人に1人となる見通しであり、心身の健康は最重要課題となり、介護が必要とならないよう介護予防への対策など、一層充実していくことが必要です。また、食育と併せて、自主的な健康づくりに取り組んでいくようにします。

和光市では、全国に先駆けて介護予防を推進しており、その効果から、要介護認定率は低く安定したものとなっていることから、他の自治体に比べて元気高齢者が多いといえますが、要介護(要支援)認定を受けていない65歳以上の高齢者の運動習慣については、「運動をしていない」者の割合が全体で22.7%(男性20.7%、女性24.3%)となっており、女性の割合が高くなっています。年齢別では、85歳以上で「運動をしていない」割合が高くなっています。

(日常生活圏域ニーズ調査(平成24年3月)から)

#### 【課題】

介護を必要とせずに健康で暮らすことのできる健康寿命(平均寿命-介護期間=健康寿命)の延伸と運動の習慣化には密接な関係があると考えられるため、運動の習慣化と介護予防及び疾病予防を主眼とした高齢者向けスポーツの普及を図る必要があります。

# 7 障害者における現状と課題

#### 【現状】

市では、障害者を対象に、「チャレンジド水泳教室」や、障害者団体と共同で「チャレンジドスポーツ大会」を開催しています。スポーツ大会では、競技種目を工夫したりして、障害者と一般の参加者やボランティアの方々が一緒になって競技を楽しんで行っていますが、参加者は一部の人にとどまっています。

#### 【課題】

障害者スポーツに対しては、リハビリテーションであったり、趣味としてであったり、社会参加であったりといろいろその人の目的があると思われますが、このようなスポーツ大会等以外での、障害者が気軽に身近にスポーツを行うことができる機会を如何に確保していくかが、今後の課題となっています。

※ 本市では、「障害者(児)」にかわる言葉として、「チャレンジド」という言葉を 使用しています。この「チャレンジド」には、「挑戦という使命や課題、チャンス を与えられた人」という意味があります。

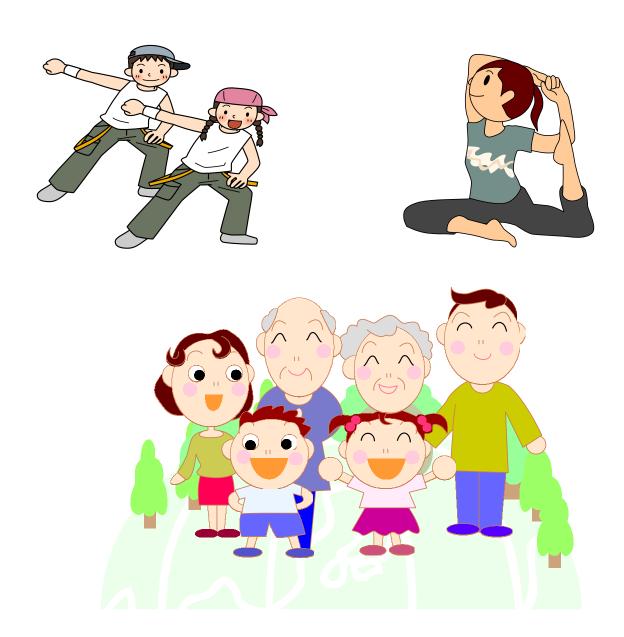
# 8 地域・全年齢における現状と課題

#### 【現状】

地域(学校区や自治会)ごとにラジオ体操やスポーツ事業を行っていますが、地域によって活動に差があります。

#### 【課題】

多世代・多種目で、気軽にできるレクリエーション・スポーツの普及に向けて、県が推進している総合型地域スポーツクラブについては、和光市は未設置となっています。総合型地域スポーツクラブの設置については、費用、場所、人(管理運営・指導者)などの課題があげられます。



# 第3章 スポーツ推進計画の数値目標と実施施策

### 1 数値目標

市は、スポーツ人口を一層増やすため、平成32年度時点における大目標及び中目標の数値目標を以下のとおり設定します。

大目標:週に1回以上スポーツをする人の割合を55%以上とします。

現状値 34.7%→目標 55%以上

# 中目標

(1) 週に1回以上スポーツを「する」、「観る」、「支える」人の割合を合わせて70%以上とします。

現状値 ──%→ 平成32年度目標 70%以上

(2) 総合型地域スポーツクラブを設置します。

現状値 0クラブ→

平成32年度目標 1クラブ

(3) 総合体育館年間利用者数を平成24年度比10%増とします。

平成24年度 230,417人→ 平成32年度目標 253,459人

(4) 学校開放年間利用者数を平成24年度比10%増とします。

平成24年度 139,260人→ 平成32年度目標 153,186人

(5) スポーツ少年団加入者率を平成24年度比10%増とします。

平成24年度 13.9%→ 平成32年度目標 15.3%

(6) スポーツ事業の年間参加者数を平成24年度比10%増とします。

平成24年度 9,288人→ 平成32年度目標 10,217人

(7) 託児付きスポーツ教室開催の推進を図るため、啓発・周知を行います。

平成24年度 3教室→

平成32年度目標 5教室

(子育て支援センターの目標)

- (8) 勤労福祉センターのアスレチックルーム・アリーナの利用者数を平成24年度比 10%増とします。
  - ・ アスレチックルーム (個人利用) 平成24年度 17,320人→平成32年度目標 19,052人
  - ・ アリーナ (団体利用)平成24年度 11,203人→平成32年度目標 12,324人

- (9) 地域福祉センター(総合福祉会館内)での、障害者向けスポーツ講座を開催します。 平成24年度 0講座→ 平成32年度目標 1講座
- (II) 子育て支援センター、児童センター(館)で行うスポーツ関連事業数を平成24年 度比10%増とします。

現状値 206回→

平成32年度目標 227回

(11) 高齢者で運動をしていない者の割合を減少させます。

平成24年度 20.1%→

平成32年度目標19.0%

(12) メタボリックシンドローム該当者・予備群の人達へ健康教育の生活改善策の一つとして習慣的に運動を行うことを勧め、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の人数を減少させます。

(基準は、平成20年度の該当者数及び予備軍の人数 1,038人)

平成23年度 970人(6.6%減少)

→平成32年度目標 778人(25%減少)

(13) 中学校部活動(運動部)加入率を増とします。

平成24年度 59%→

平成32年度目標 70%

(4) 公民館3館の体育室(講堂含む)の年間利用者数を平成24年度比10%増とします。平成24年度 50,498人→ 平成32年度目標 55,548人

# 上記の目標を達成することによって、和光市の将来は以下のようになります。



一市民が一スポーツに関わることによって、 スポーツを通じて健康で生きがいのある人生を実現します!

# 具体的には・・・

- ・スポーツを通じて市民が健康になります。
- ・健康なからだをつくり、病気を予防します。
- ・家族・地域のコミュニケーションが活性化します。
- ・市民が健康になると、医療費の削減につながります。



# 2 実施施策

#### (1) 「する」スポーツ

#### ア スポーツ団体におけるスポーツの充実

施設の利用が特に集中する土・日・祝日については、団体同士がなるべく重複 しないように利用団体、ホームページ等を活用して周知し、利便性を図ります。

担当課:スポーツ青少年課

# イ 乳幼児期(0~6歳)におけるスポーツの充実

#### (ア) 体を動かす機会の拡充

各幼稚園・保育園・子育て支援センター及び児童センター(館)と連携し、 体を動かす機会の拡充をします。

担当課:こども福祉課

#### (イ) 指定管理者と連携

今までにも、「赤ちゃんと一緒ママエアロ」、「おやこヨガ」、「ちびっこと一緒ママエアロ」、「子供バレエ」、「キッズダンス・ジュニアダンス」等を指定管者が行っていますが、今後も連携を図り、小さい子どもが親と一緒にできるスポーツの実施に努めます。

担当課:スポーツ青少年課、産業支援課

#### ウ 小・中学生期(7~15歳)におけるスポーツの充実

### (7) スポーツ少年団加入の促進

スポーツ少年団及び学校と連携を図り、スポーツ少年団加入の促進に努めます。

担当課:スポーツ青少年課、学校教育課

#### (イ) 放課後子ども教室の充実

放課後子ども教室におけるスポーツを充実させます。また、指導者の募集も 併せて充実していきます。

担当課:生涯学習課

#### (ウ) 子どものスポーツ活動の充実

生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力の基礎を育てる学校体育の充実を図っていきます。また、地域の人材や施設・設備を活用した体育・スポーツ活動の充実を図っていきます。さらに、スポーツの魅力に触れられるような運動部活動の充実を図っていきます。

担当課:学校教育課

#### エ 中間年齢層期(15~60歳)におけるスポーツの充実

#### (7) 家族で参加できるスポーツの充実

和光市は埼玉県内で戸田市に次いで2番目に若いまち(平均年齢40.0歳)であることから、特に子育て世代の家族で参加できるスポーツの充実を図っていきます。

担当課:スポーツ青少年課

#### (イ) 保育の充実

子どもを預けてスポーツができるように、指定管理者との連携を含めて充実 していきます。

担当課:スポーツ青少年課、産業支援課、人権文化課、こども福祉課

#### (ウ) 個人で気軽に参加できるスポーツの充実

ラジオ体操など個人で参加できるスポーツの充実を図っていきます。

担当課:スポーツ青少年課

#### (エ) 夜間にできるスポーツの充実

平日の仕事の後など、夜間にできるスポーツの充実について、指定管理者と の連携を図り充実していきます。

担当課:スポーツ青少年課、産業支援課

### (オ) 時間がない中でできる「ながらスポーツ」の紹介

日常生活において、時間がない中でもできる「ながらスポーツ」について、 その効果と併せて紹介していきます。

担当課:スポーツ青少年課、健康支援課

#### ※ (ア)、(イ) 主として家族世帯向け

- (ウ)、(エ) 主として単身世帯向け
- (オ) 全対象者向け

#### オ 退職後・高齢期(概ね60歳以上)におけるスポーツの充実

#### (7) 友好都市を活用したスポーツ事業の充実

友好都市(長野県佐久市、新潟県十日町市、栃木県那須烏山市)を活用し、 スポーツ事業を行っていきます。

担当課:スポーツ青少年課

#### (イ) 介護予防事業との連携

介護予防分野とも連携を図り、高齢者の生活機能の向上や運動習慣の意識 啓発に努めます。

担当課:スポーツ青少年課、健康支援課、長寿あんしん課

#### (ウ) 家でもできる簡単な運動の紹介

家の外に行かなくても、家の中でできる体操・ストレッチについて、そ の効果と併せて紹介していきます。

担当課:スポーツ青少年課、長寿あんしん課、健康支援課

#### (エ) 出前講座の周知拡充・充実

スポーツ団体が出向き、希望に応じたスポーツの紹介・指導を行っていきます。

担当課:スポーツ青少年課

#### カ 障害者におけるスポーツの充実

### (7) 障害者スポーツの実施

障害者スポーツ大会を今後も実施していきます。また、各事業において障害者が参加できるように配慮を行っていきます。

担当課:社会福祉課、スポーツ青少年課

### (イ) 市以外などからの障害者スポーツ情報の周知

市以外からの障害者スポーツの開催の周知について、障害者団体と連携を図っていきます。

担当課:スポーツ青少年課、社会福祉課

#### (ウ) 出前講座の周知拡充・充実

スポーツ団体が出向き、希望に応じたスポーツの紹介・指導を行っていきます。

担当課:スポーツ青少年課

#### キ 地域・全年齢におけるスポーツの充実

#### (7) 体験型スポーツ事業の拡充

体育協会が中心となって、初めてスポーツを行う人が楽しめるような体験型 スポーツ事業の拡充に努めます。

担当課:スポーツ青少年課

#### (イ) 指定管理者と連携

民間企業のノウハウを活かし、和光市の特徴を踏まえたスポーツ施策の実施に努めます。

担当課:スポーツ青少年課、産業支援課

#### (ウ) 総合型地域スポーツクラブの設置

子どもから大人まで多世代にわたり身近な地域でスポーツが親しむことができる総合型地域スポーツクラブの設置について、既存のスポーツ団体との重複を配慮し、検討していきます。

担当課:スポーツ青少年課

#### (I) 気軽にできるレクリエーション・スポーツの推進

スポーツがあまり得意でない人にもスポーツを楽しめるように、スポーツ推 進委員が中心となって、レクリエーション・スポーツを推進します。

担当課:スポーツ青少年課

#### (オ) 市のホームページのさらなる充実

市のホームページのさらなる充実を図り、スポーツ施設の利用方法、事業の 周知等より分かりやすい表記に努めます。

担当課:スポーツ青少年課、産業支援課、生涯学習課

#### (カ) 市以外などからのスポーツ情報の周知

市以外からのスポーツ情報(他市町村・他団体)についても周知していきます。

担当課:スポーツ青少年課

# (2) 「観る」スポーツ

総合体育館開館以降、ハンドボール社会人リーグ、関東大学バスケットボールリーグなどを行っている実績があります。今後も、引き続き総合体育館を中心に「観る」スポーツを目的とした誘致活動を行い、市民に高いレベルのスポーツを観る機会をつくり、市民及び関係団体へ周知していきます。

また、 市以外からのスポーツ情報 (他市町村・他団体) についても併せて周知していきます。

担当課:スポーツ青少年課

# (3) 「支える」スポーツ

#### ア スポーツ少年団における母集団研修

充実した少年団活動をする上で必要不可欠な要素である母集団について、その大切さや果たす役割に関する理解を深めるため、スポーツ少年団に係る保護者や指導者を対象に、今後も育成研修事業を開催します。

担当課:スポーツ青少年課

#### イ スポーツ事業開催における交通の利便性

スポーツ事業において、会場から離れている市民も参加しやすいように、交 通の利便性を図っていきます。

担当課:スポーツ青少年課

### ウ スポーツボランティアの募集

大きな事業を行うときにはスポーツボランティアを募集し、地域の力でスポーツを盛り上げていきます。

担当課:スポーツ青少年課

# 3 スポーツ活動の場づくり

### (1) 公共スポーツ施設の整備・充実

施設の老朽化や劣化の状況を早期に把握し、施設の充実や補修・改修について、 緊急度、必要性及び市の財政状況を勘案し、計画的な整備を推進します。

また、可能な限りAEDを設置するとともに、定期的にメンテナンスを行い、不 測の事態に備えます。

担当課:スポーツ青少年課、産業支援課、生涯学習課

### (2) スポーツ活動が可能な場の有効活用

スポーツ・レクリエーション活動をするための身近な場所として、市内の小・中学校の校庭・体育館を学校教育に支障のない範囲で地域や登録団体に開放を進めていきます。

また、市内にある国の施設(司法研修所・裁判所職員総合研修所・税務大学校) を有効に活用するため、市民開放を拡大するよう関係機関に働きかけます。

担当課:スポーツ青少年課

#### (3) スポーツ施設開放の推進

公共スポーツ施設の利用者増加を図るとともに、市民の多様なニーズに応える ため、民間企業との連携を図り民間スポーツ施設の利用者拡大に努めます。

担当課:スポーツ青少年課



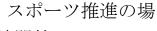


# 第4章 計画の実現に向けて

計画を実現するために、以下の内容を行います。

- 各担当所管課における計画の取組状況について、毎年ヒアリングを 行います。
- 2 計画の中間年となる平成29年度に無作為抽出アンケートを実施 し、計画の進捗状況を図ります。
- 計画の進捗状況を図るため、審議会等の設置について、検討を行い ます。

# 今後の体制



公共スポーツ施設

総合体育館 運動場など

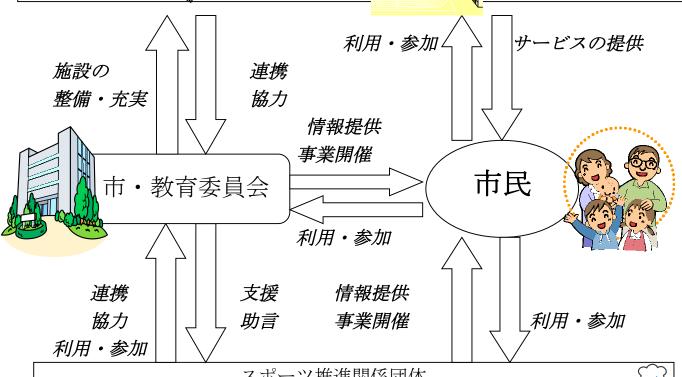


学校開放

- · 小学校校庭 · 体育館
- 中学校体育館

民間施設

・民間スポーツクラブ



スポーツ推進関係団体

体育協会 スポーツ推進委員 スポーツ少年団 地域関係団体(自治会、身体障害者福祉会、小・中学校校長会、 |地域青少年を育てる会連合会、生きいきクラブ連合会など)

総合型地域スポーツクラブ (設置検討)

# 資料編

- 1 計画策定まで
  - (1) 計画策定までの経過

# 平成24年

- 6月 無作為抽出アンケート実施(市民1,000人対象)
- 7月 小中学生対象アンケート実施(市内全小学5年生及び中学2年生対象)
- 9月27日(木) 第1回庁内検討委員会

(計画の根拠、概要、他市の状況、アンケート結果)

10月11日(木) 第2回庁内検討委員会

(各所管課におけるスポーツの現状・課題・今後の方向性について)

- 13日(土) 第1回意見交換会 (スポーツ関係者及び一般市民からの意見抽出)
- 16日(火) 第2回意見交換会 (スポーツ関係者及び一般市民からの意見抽出)
- 11月20日(火) 第3回庁内検討委員会

(意見交換会の概要について報告、アンケート集計結果について、計画(素案)について、計画策定後のチェック体制について)

28日(水) 第1回スポーツ推進計画策定委員会(検討状況について)

(計画策定までのスケジュールについて、和光市におけるスポーツの 現状について、計画(素案)について、計画策定後のチェック体制 について)

12月 7日(金) 第4回庁内検討委員会(第1回策定委員会の内容報告①)

# 平成25年

- 1月23日(水) 第5回庁内検討委員会(第1回策定委員会の内容報告②)
- 2月19日(火) 第2回スポーツ推進計画策定委員会(経過報告)
- 3月14日(木) 第6回庁内検討委員会(第2回策定委員会の内容報告)
- 6月27日(木) 第7回庁内検討委員会(修正内容の確認について)
- 7月10日(水) 第3回スポーツ推進計画策定委員会(経過報告)
- 7月24日(水) 第8回庁内検討委員会(修正内容の確認について)
- 8月27日(火) 第4回スポーツ推進計画策定委員会

(パブリック・コメント前の計画最終審議・承認)

- 9月19日(木) 第9回庁内検討委員会(第4回策定委員会の内容報告)
- $10月10日(木) \sim 11月11日(月)$

パブリック・コメント (33日間)

12月26日(木) 教育委員会定例会で議決

# (2) 和光市スポーツ推進計画策定委員会

# ★委員長 ☆副委員長

所属・役職	策定委員
所属・役職	氏 名
早稲田大学スポーツ科学研究センター 招聘研究員	相澤 景太
十文字学園女子大学人間生活学部 メディアコミュニケーション学科 准教授	☆飯 田 路 佳
和光市体育協会 会長	山﨑 正治
和光市スポーツ推進委員連絡協議会 会長	★佐々木 眞人(~第2回会議)
副会長	朽木 亮(第3回会議~)
和光市スポーツ少年団 本部長	下島 幸泰
和光市身体障害者福祉会 会長	冨 澤 甚五郎
和光市小・中学校校長会 会長	榎 本 俊 明
和光市地域青少年を育てる会連合会 副会長	川 曲 幸 生 (~第2回会議)
副会長	菅原利男(第3回会議~)
和光市生きいきクラブ連合会 会長	清 水 武
公募による市民	浅 黄 祐 樹
公募による市民	折 出 紀 子

# (3) 和光市スポーツ推進計画庁内検討委員会 ★委員長 ☆副委員長

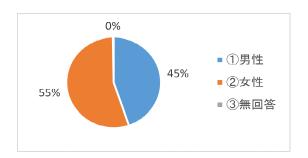
部署	庁内	検討委員
(I) 白	役職	氏 名
人権文化課	課長補佐	田中克則
産業支援課	統括主査	上原弘之
性未义饭研	主事	岡田明子
社会福祉課	統括主査	柴 崎 敏 夫
> 13 st 方方に細	統括主査	斉 藤 洋
こども福祉課	課長補佐	茂 呂 あかね
長寿あんしん課	課長補佐	阿部剛
健康支援課	主幹	細 田 武
() () () () () () () () () () () () () (	課長補佐	内田 孝喜
学校教育課	副主幹	川端浩司
<b>子仪积月</b> 咻	主幹	藤 律之
<b>火涯</b> 学习部	次 長	☆星 野 裕 司
生涯学習課	次 長	☆冨 岡 敏 光
スポーツ青少年課	課長	★河 野 育 雄

※ 複数名の任期については、上段は平成 25.3.31 まで 下段が平成25.4.1から

# (4) 市民対象アンケート(無作為抽出) ※無回答には、無効回答も含む

設問1. あなたの性別について教えてください。

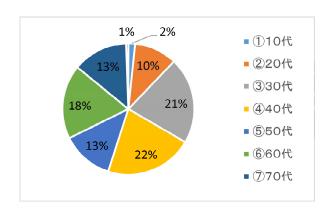
①男性 ②女性



1	2	3	計
162	199	1	362
45%	55%	0%	

# 設問2. あなたが該当する年齢層について教えてください。

①10代 ②20代 ③30代 ④40代 ⑤50代 ⑥60代 ⑦70代

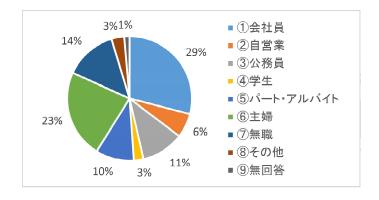


1	2	3	4	<b>⑤</b>
6	38	77	78	46
2%	10%	21%	22%	13%
6	7	8	計	
66	49	2	362	2
18%	13%	1%		

# 設問3. あなたの職種について教えてください。

①会社員 ②自営業 ③公務員 ④学生 ⑤パート・アルバイト

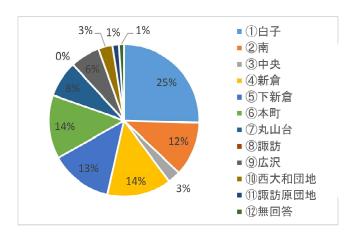
⑥主婦 ⑦無職 ⑧その他 ( )



1	2	3	4	<b>⑤</b>
105	23	40	9	36
29%	6%	11%	3%	10%
6	7	8	9	計
83	49	12	5	362
23%	14%	3%	1%	

# 設問4. あなたが住んでいる地域について教えてください。

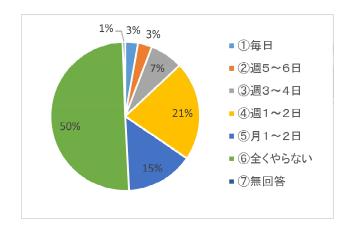
- ①白子 ②南 ③中央 ④新倉 ⑤下新倉 ⑥本町 ⑦丸山台 ⑧諏訪
- ⑨広沢 ⑩西大和団地 ⑪諏訪原団地



1	2	3	4	<b>⑤</b>	6	7
92	42	10	50	48	49	28
25%	12%	3%	14%	13%	14%	8%
8	9	10	11)	12	計	
0	23	11	5	4	362	
0%	6%	3%	1%	1%		_

### 設問5. あなたは、どのくらいスポーツをしますか?

- ①毎日 ②週5~6日 ③週3~4日 ④週1~2日 ⑤月1~2日 ⑥全くやらない
  - ※「⑥全くやらない」と答えた方は設問11にご回答ください。



1	2	3	4	5
10	11	26	78	53
3%	3%	7%	21%	15%
6	7	計		
182	2	362		
50%	1%		•	

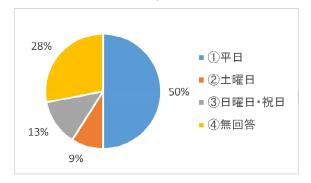
#### 設問6. あなたが主にスポーツをする時間帯と、その理由を教えてください。

①平日(月~金曜日) ②土曜日 ③日曜日·祝日

ア 5時~ 9時(早朝) イ 9時~12時(午前)

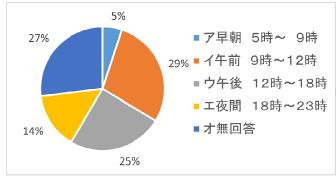
ウ 12時~18時(午後) エ 18時~23時(夜間)

理由(



1	2	3	4	計
89	16	23	50	178
50%	9%	13%	28%	

)



ア	イ	ウ	エ	オ	計
9	51	44	26	48	178
5%	29%	25%	14%	27%	

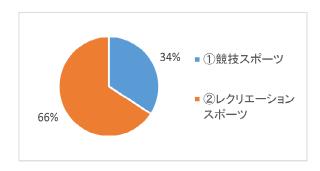
#### 設問7. あなたは、どのようなスポーツをしますか?

また、それは屋外もしくは屋内どちらのスポーツか教えてください。

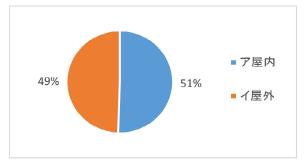
※ 両方に該当するスポーツをしている方は複数回答可

①競技スポーツ ②レクリエーションスポーツ

ア 屋外 イ 屋内



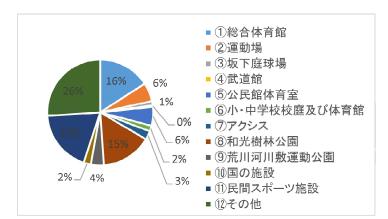
1	2	計
58	112	170
34%	66%	



ア	イ	計	
100	98	198	
51%	49%		

# 設問8. あなたは、主に市内のどの施設でスポーツをしますか? ※複数回答可

- ①総合体育館 ②運動場 ③坂下庭球場 ④武道館 ⑤公民館体育室
- ⑥小・中学校校庭及び体育館 ⑦和光市勤労福祉センター (アクシス)
- ⑧和光樹林公園 ⑨荒川河川敷運動公園 (野球、ソフトボール、サッカー場)
- ⑩国の施設(司法研修所、税務大学校、裁判所職員総合研修所のテニスコート及びグラウンド)
- ①民間スポーツ施設 ②その他 ( )



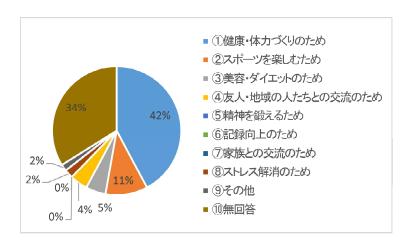
1	2	3	4	<b>⑤</b>	6	7
36	13	3	1	13	4	6
16%	6%	1%	0%	6%	2%	3%
8	9	10	11)	12	計	
35	9	5	43	59	227	
15%	4%	2%	19%	26%		•

#### 設問9. あなたが、スポーツをする理由は何ですか?

- ①健康・体力づくりのため ②スポーツを楽しむため
- ③美容・ダイエットのため ④友人・地域の人たちとの交流のため
- ⑤精神を鍛えるため
- ⑥記録向上のため
- ⑦家族との交流のため
- ⑧ストレス解消のため

)

9その他(

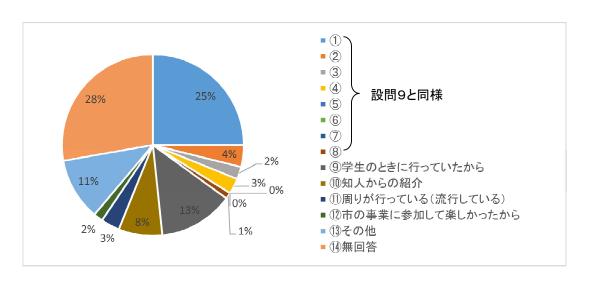


1	2	3	4	<b>(5)</b>	6
76	19	9	8	0	0
42%	11%	5%	4%	0%	0%
7	8	9	10	計	
0	4	3	61	276	
0%	2%	2%	34%		

# 設問10. あなたが、スポーツをはじめたきっかけは何ですか?

- ①設問9 (スポーツする理由) と同様である
- ②学生のときに行っていたから
- ③知人からの紹介
- ④周りが行っている(流行している)
- ⑤市の事業に参加して楽しかったから
- ⑥その他(

# ※設問5で①~⑤を答えた方は設問14へ

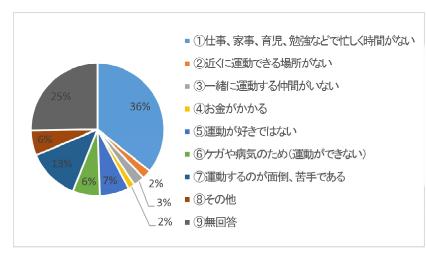


1	2	3	4	5	6	7	8
45	7	4	5	0	0	0	2
25%	4%	2%	3%	0%	0%	0%	1%
9	10	11)	12)	13	<u>(14)</u>	計	
24	14	6	3	20	50	180	
13%	8%	3%	2%	11%	28%		

設問11. 設問5で「⑥スポーツを全くやらない」と答えた方に伺います。

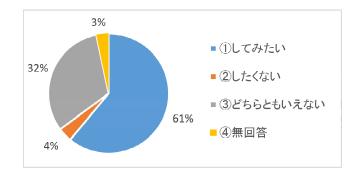
### スポーツをしない理由は何ですか?

- ①仕事、家事、育児、勉強などで忙しく時間がない
- ②近くに運動できる場所がない
- ③一緒に運動する仲間がいない
- ④お金がかかる
- ⑤運動が好きではない
- ⑥ケガや病気のため(運動ができない)
- ⑦運動するのが面倒、苦手である
- ⑧その他(



1	2	3	4	5
65	4	5	3	13
36%	2%	3%	2%	7%
6	7	8	9	計
12	23	11	46	182
6%	13%	6%	25%	

設問12. あなたは、今後、設問11の条件がそろえばスポーツをしてみたいですか? ①してみたい ②したくない ③どちらともいえない

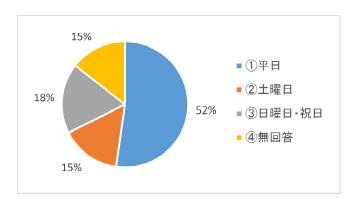


1)	2	3	4	計
111	7	58	6	182
61%	4%	32%	3%	

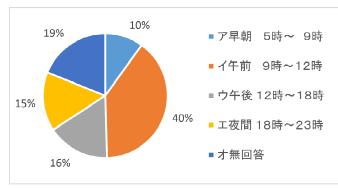
# 設問13. 設問12で「①してみたい」と答えた方に伺います。

あなたが、今後、スポーツをするにあたり、その時間帯と理由、また、種目が ありましたら教えてください。

①平日(月~金曜日) ②土曜日 ③日曜日・祝日



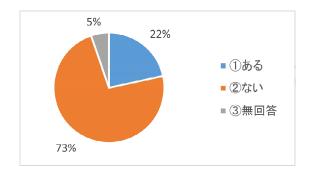
1	2	3	4	計
58	17	20	16	111
52%	15%	18%	15%	



ア	イ	ウ	Н	オ	計
11	44	18	17	21	111
10%	40%	16%	15%	19%	

#### 設問14. あなたは、今まで、市等のスポーツ事業に参加したことがありますか?

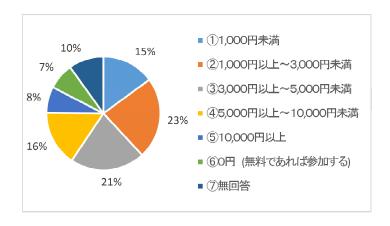
また、参加したことのある方は、その事業名を教えてください。<a>※複数回答可例:市民体育祭、市民ロードレースフェスティバル、スポーツ体験フェスタ、水泳教室、ジュニアスキー教室、市民ハイキング、レクリエーション教室など</a>



1	2	3	計
78	265	19	362
22%	73%	5%	

設問15. あなたは、月平均どのくらいまでスポーツをするための支出ができますか?

- ① 1,000円未満
- ② 1,000円以上~3,000円未満
- ③ 3,000円以上~5,000円未満
- ④ 5,000円以上~10,000円未満
- ⑤ 10,000円以上
- ⑥ 0円 (無料であれば参加する)



1	2	3	4
54	84	77	57
15%	23%	21%	16%
5	6	7	計
27	27	36	362
8%	7%	10%	

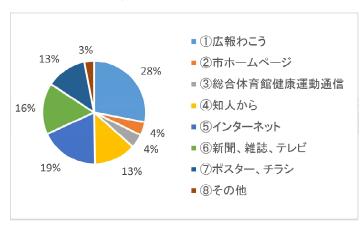
### 設問16. あなたは、スポーツに関する情報をどのように入手していますか?

①広報わこう ※複数回答可

)

)

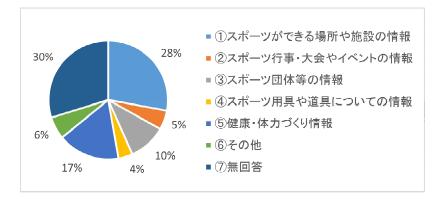
- ②市ホームページ
- ③総合体育館健康運動通信
- ④知人から
- ⑤インターネット
- ⑥新聞、雑誌、テレビ
- ⑦ポスター、チラシ
- ⑧その他 (



1	2	3	4	<b>(5)</b>
155	23	24	73	102
28%	4%	4%	13%	19%
6	7	8	計	
89	70	17	553	
16%	13%	3%		•

## 設問17. あなたが、スポーツに関する情報で不足していると思われるものは何ですか?

- ①スポーツができる場所や施設の情報
- ②スポーツ行事・大会やイベントの情報
- ③スポーツ団体等の情報
- ④スポーツ用具や道具についての情報
- ⑤健康・体力づくり情報
- ⑥その他(



1	2	3	4
101	19	37	14
28%	5%	10%	4%
(5)	6	7	計
61	22	108	362
17%	6%	30%	

## 設問18. あなたは、最近1年間に、スポーツ観戦をしたことがありますか?

## (テレビでの観戦はのぞきます) それは、何の試合ですか?※複数回答可

### ①ある ②ない

ア プロ野球

ウ プロサッカー

オ プロバスケットボール

キ プロバレーボール

ケ ソフトボール

サ バドミントン

ス 陸上・駅伝

ソ 水泳

チ 柔道

テゴルフ

ナ その他(

イ プロ以外の野球

エ プロ以外のサッカー

カ プロ以外のバスケットボール

ク プロ以外のバレーボール

コ テニス・ソフトテニス

シ 卓球

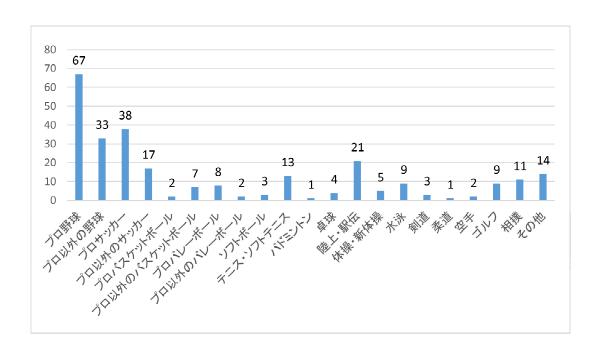
セ 体操・新体操

タ 剣道

ツ 空手

ト相撲

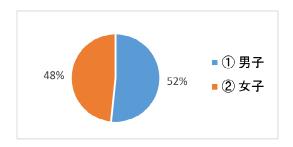
)



## (5) 市内小・中学生対象アンケート ※無回答には、無効回答も含む

問1. あなたの性別について教えてください。

①男子 ②女子

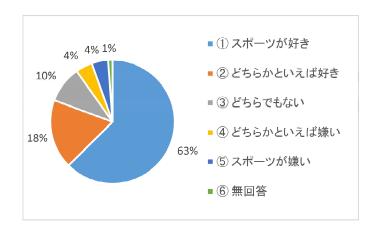


男子	女子	計
627	587	1214
52%	48%	

## 問2. あなたは、スポーツが好きですか?

①好き ②どちらかといえば好き ③どちらでもない

④どちらかといえば嫌い ⑤嫌い



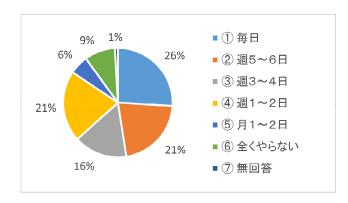
1	2	3	4
759	220	116	53
63%	18%	10%	4%
<b>⑤</b>	無回答	計	
52	14	1214	
4%	1%		•

### 問3. あなたは、学校の授業以外にどのくらいスポーツをしますか?

①毎日 ②週5~6日 ③週3~4日 ④週1~2日 ⑤月1~2日

⑥全くやらない

※「⑥全くやらない」と答えた方は問⑪にご回答ください。



1	2	3	4
315	262	192	256
26%	21%	16%	21%
5	6	無回答	計
68	110	11	1214
6%	9%	1%	

### 問4. あなたは、部活動またはスポーツ少年団に加入していますか? その他、習い事によるスポーツも含みます。

①している ②していない



1	2	3	計
841	287	86	1214
69%	24%	7%	

#### あなたが、主にスポーツをする時間帯と、その理由を教えてください。 問5.

①平日(月~金曜日) 学校に行く前

※複数回答可

- ②平日(月~金曜日) 学校から帰宅後

- ③土曜日午前 ④土曜日午後 ⑤土曜日夜間
- ⑥日曜日・祝日午前 ⑦日曜日・祝日午後 ⑧日曜日・祝日夜間 理由(



1	2	3	4	<b>⑤</b>
127	665	347	322	52
6%	34%	18%	16%	3%
6	7	無回答	計	
224	200	46	1983	
11%	10%	2%		•

#### 問6. あなたは、どのようなスポーツをしますか? ※複数回答可

- ①ウォーキング
- ②水泳
- ③テニス
- 4)体操
- ⑤ゴルフ

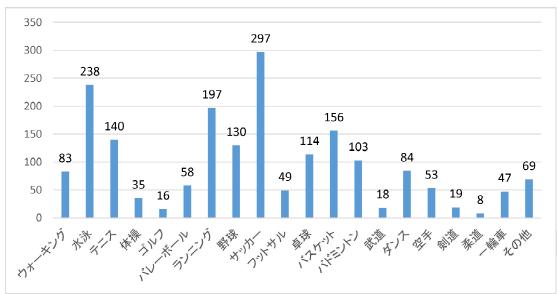
- ⑥バレーボール
- (7)ランニング
- ⑧野球
- ⑨サッカー
- (10)フットサル

- (11)卓球
- ①バスケット
- (13バドミントン(4)武道
- ①ダンス

- 16空手
- (17)剣道
- 18柔道
- (19)一輪車

20その他(

)

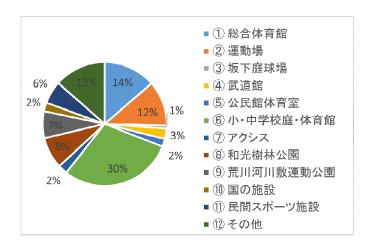


#### あなたは、主に市内のどの施設でスポーツをしますか? 問 7. ※複数回答可

- ①総合体育館 ②運動場 ③坂下庭球場 ④武道館 ⑤公民館体育室
- ⑥小・中学校校庭及び体育館 ⑦和光市勤労福祉センター (アクシス)
- ⑧和光樹林公園 ⑨荒川河川敷運動公園 (野球、ソフトボール、サッカー場)
- ⑩国の施設(司法研修所、税務大学校、裁判所職員総合研修所のテニスコー

ト及びグラウンド)

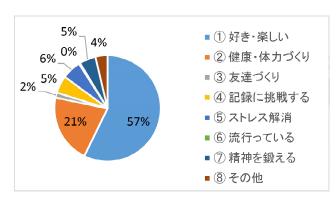
⑪民間スポーツ施設 迎その他( )



1	2	3	4	<b>5</b>	6	7
206	179	12	40	31	449	37
14%	12%	1%	3%	2%	30%	2%
8	9	10	11)	12	計	
125	106	34	90	204	1513	
8%	7%	2%	6%	13%		•

## 問8. あなたが、スポーツする理由は何ですか? ※複数回答可

- ①好き・楽しい ②健康・体力づくり ③友達づくり ④記録に挑戦する
- ⑤ストレス解消 ⑥流行っている ⑦精神をきたえる
- ⑧その他 ( )



1	2	3	4	5
744	273	20	70	75
57%	21%	2%	5%	6%
6	7	8	計	
5	65	48	1300	
0%	5%	4%		_

## 問9. あなたが、現在やっているスポーツをはじめたきっかけは何ですか?

①問8 (スポーツする理由) と同じである

※複数回答可

- ②友達に誘われて
- ③親に勧められて
- ④学校の授業でやってみて楽しかった
- ⑤市の事業に参加して楽しかったから
- ⑥その他(

■① 問8と同じ
■② 友達に誘われて
■③ 親に勧められて
■④ 学校の授業の影響
■⑤ 市の事業に参加した
■⑥ その他

1	2	3	4
326	299	237	45
29%	27%	21%	4%
<b>⑤</b>	6	計	
11	198	1116	
1%	18%		•

)

## 問10. あなたは、今後も、現在やっているスポーツを続けたいですか?

①続けたい ②やめたい ③別のスポーツをしたい

※問3で①~⑤を答えた方は問14にご回答ください。



1	2	3	4	計
911	27	47	119	1104
83%	2%	4%	11%	

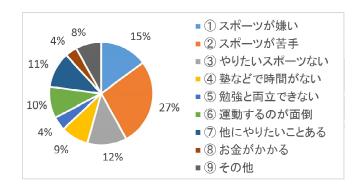
## 問11. 問3で「⑥スポーツを全くやらない」と答えた方に伺います。

## スポーツをしない理由は何ですか? ※複数回答可

- ①スポーツが嫌い
- ②スポーツが苦手
- ③やりたいスポーツがない
- ④塾・習い事などで時間がない
- ⑤勉強と両立ができない
- ⑥運動するのが面倒である
- ⑦ほかにやりたいことがある ⑧お金がかかる

9その他(

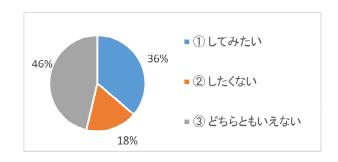
		)
		)



1	2	3	4	5
24	44	20	14	7
15%	27%	12%	9%	4%
6	7	8	9	計
16	18	6	13	162
10%	11%	4%	8%	

## 問12. あなたは、今後、問11の条件がそろえばスポーツをしてみたいですか?

①してみたい ②したくない ③どちらともいえない



1	2	3	計	
54	26	69	149	
36%	18%	46%		

## 問13. 問12で「①してみたい」と答えた方に伺います。

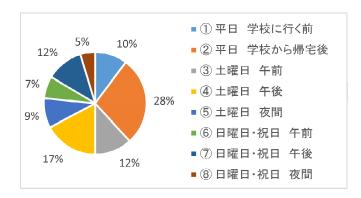
今後、スポーツをするにあたり、スポーツをしたい時間帯と、その理由、また、

種目がありましたら教えてください。 ※複数回答可

- ①平日(月~金曜日) 学校に行く前
- ②平日(月~金曜日) 学校から帰宅後
- ③土曜日午前
- ④土曜日午後
- ⑤土曜日夜間
- ⑥日曜日・祝日午前 ⑦日曜日・祝日午後 ⑧日曜日・祝日夜間

理由(

種目 ( )



1	2	3	4	<b>(5)</b>
13	36	15	22	12
10%	28%	12%	17%	9%
6	7	8	計	
9	15	6	128	3
7%	12%	5%		<del></del>

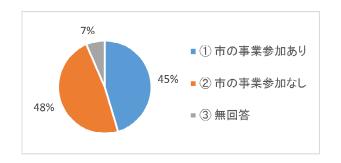
問14. あなたは、今まで、和光市のスポーツ事業に参加したことがありますか?

また、参加したことのある方は、その事業名を教えてください。※複数回答可

例:市民体育祭、市民ロードレースフェスティバル、スポーツ体験フェスタ、 水泳教室、ジュニアスキー教室、市民ハイキング、レクリエーション教室 など

①ある ②ない

事業名(



1	2	3	計	
551	584	79	1214	
45%	48%	7%		

問15. あなたは、スポーツに関する情報をどのように入手していますか?

※複数回答可

①広報わこう

②市ホームページ

③総合体育館健康運動通信

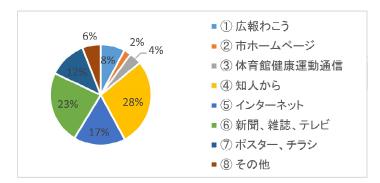
④知人(友達、家族など)から

⑤インターネット

⑥新聞、雑誌、テレビ

⑦ポスター、チラシ

⑧その他 (

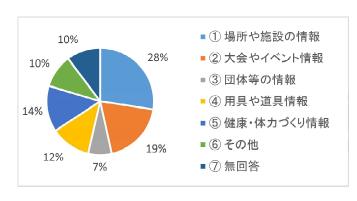


1	2	3	4	5
125	37	64	453	267
8%	2%	4%	28%	17%
6	7	8	計	
376	195	95	1612	!
23%	12%	6%		_

## 問16. あなたが、スポーツに関する情報で不足していると思われるものは何ですか?

)

- ①スポーツができる場所や施設の情報
- ②スポーツ行事・大会やイベントの情報
- ③スポーツ団体等の情報
- ④スポーツ用具や道具についての情報
- ⑤健康・体力づくり情報
- ⑥その他(



1	2	3	4	5
333	232	86	147	169
28%	19%	7%	12%	14%
6	7	計		
123	124	1214	i I	
10%	10%			

## 問17. あなたは、最近1年間に、スポーツ等の観戦をしたことがありますか?

(テレビでの観戦はのぞきます) それは、何の試合ですか? ※複数回答可

①ある ②ない

A プロ野球

C プロサッカー

E プロバスケットボール

G プロバレーボール

I ソフトボール

K バドミントン

M 陸上・駅伝

O 水泳

Q 柔道

Sゴルフ

U その他(

B プロ以外の野球

D プロ以外のサッカー

F プロ以外のバスケットボール

H プロ以外のバレーボール

J テニス・ソフトテニス

L 卓球

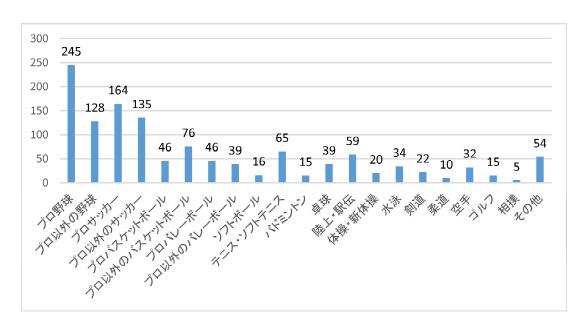
N 体操・新体操

P 剣道

R 空手

T 相撲

)



#### (6)意見交換会

(仮称) 和光市スポーツ推進計画策定に伴う第1回意見交換会



日時 平成24年10月13日(土)

10時00分~12時00分

中央公民館 会議室1 会 場

参加者 7人

1 開 会 10時00分~10時 5分

・スポーツ青少年課長より、スポーツ推進計画を策定するまでの経緯、今後のスケジュ ール、第四次総合振興計画における現在の位置づけ等について説明。

2 意見交換会(ワークショップ)について

10時 5分~10時15分

(1) グループディスカッション(30分間) 第1回 10時15分~10時45分

第2回 11時15分~11時45分

(2) 各グループより発表(各5分間ずつ)

第1回 10時45分~11時00分

休 憩 11時00分~11時15分

第2回 11時45分~12時00分

- ・以下のとおり、議題6つを設定し、グループ内で議論後、各グループの代表から発表 した。
- ・出席者が7人であったことから、3人と4人の2つグループに分けて、4つの議題に ついて議論を行った。
- ・休憩を挟んで議論のメンバーの入替えを行った。

「スポーツに関する情報を広く市民に周知するためには」 議題 1

議題2 「スポーツをしていない人がスポーツをはじめるためには」

議題3 「スポーツをしている人が今まで以上にスポーツに親しみをもつためには」

議題4 「参加者、事業に毎年変化をつける(同じにならない)ためには」

議題5 「障害者、高齢者が気軽に身近にスポーツを行うためには」

議題6 「和光市全域でスポーツを行いやすい環境を整えていくためには」

#### 【意見の概要】

### 議題1 「スポーツに関する情報を広く市民に周知するためには」

- ・標語「一市民一スポーツ」を市役所など人が集まるところに掲げる。
- ・広報の中で目立つように工夫する。
- ・コンビニなど、集まる場所へ協力を依頼する。

- 防災無線を活用する。
- ・校長会で伝え、学校に協力していただく。
- ・回覧板を活用する。
- ・放課後子ども教室で行っているような色紙を活用する。
- ・市内循環バスの中に掲示する。
- ・口コミを活用する。

## 議題2 「スポーツをしていない人がスポーツをはじめるためには」

- ・まず、楽しくすることにより継続することから、機会を設け、一緒に汗を流して 楽しさを実感してもらう。
- 公園や行事の場でパンフレットを配りPRする。
- ・自治会、学校との協力体制が必要である。
- ・初心者の人でも参加しやすいように、募集の段階において、"初心者対象"とすることも方法の一つである。
- 一緒に汗を流せる指導者も必要である。

### 議題4 「参加者、事業に毎年変化をつける(同じにならない)ためには」

- ・体育協会、スポーツ推進委員の事業に参加した人が新たに団体を結成し、市内の スポーツを普及していくことが理想である。
- 同じだからこそ、参加しやすい面もある。
- ・新たに事業をはじめる場合には、安全面等を考慮しなければならない。
- ・今年、はじめて市民体育祭を知った人もいたことから、広報活動を広く行う必要 がある。
- ・基本・定番の事業があるうえで、新たな参加者を確保したい。
- 事業に協力していただける団体(PTA・自治会・育てる会等)が必要である。

### 議題5 「障害者、高齢者が気軽に身近にスポーツを行うためには」

- ・障害者については、障害の種類によって種目も異なると思われるので、行政に調整をお願いしたい。
- ・ 高齢者については、例えば、市民体育祭でタイヤ転がしを行うなど、無理のない 範囲で種目を設定できればよいのではないか。
- ・佐久市など、交流都市との交流の中で、ノルディック・ウォーキングやマレット ゴルフを行うのもよいのではないか。
- 3 閉 会 12時00分

## (仮称) 和光市スポーツ推進計画策定に伴う第2回意見交換会



日 時 平成24年10月16日(火)

19時00分~21時00分

会 場 市役所 5階 502会議室

参加者 12人

1 開 会 19時00分~19時05分

・スポーツ青少年課長より、スポーツ推進計画を策定するまでの経緯、今後のスケジュール、第四次総合振興計画における現在の位置づけ等について説明。

2 意見交換会(ワークショップ)について

19時 5分~19時15分

(1) グループディスカッション(30分間)

第1回 19時15分~19時45分

第2回 20時15分~20時45分

(2) 各グループより発表(各5分間ずつ)

第1回 19時45分~19時00分

休 憩 20時00分~20時15分

第2回 20時45分~21時00分

- ・以下のとおり、議題6つを設定し、グループ内で議論後、各グループの代表から発表した。
- ・出席者が12人であったことから、4人の3つグループに分けて、6つの議題について議論を行った。
- ・休憩を挟んで議論のメンバーの入替えを行った。

議題1 「スポーツに関する情報を広く市民に周知するためには」

議題2 「スポーツをしていない人がスポーツをはじめるためには」

議題3 「スポーツをしている人が今まで以上にスポーツに親しみをもつためには」

議題4 「参加者、事業に毎年変化をつける(同じにならない)ためには」

議題5 「障害者、高齢者が気軽に身近にスポーツを行うためには」

議題6 「和光市全域でスポーツを行いやすい環境を整えていくためには」

### 【意見の概要】

### 議題1 「スポーツに関する情報を広く市民に周知するためには」

・多くの市民の目にふれるためのネットワークの構築が重要である。具体的には、 公共施設(学校、公民館、老人ホーム、障害者施設、体育館、駅、自治会など)、 民間施設(商店、銀行、スーパー、飲食店の協力を募る。)、市からの情報発信(団 体、個人宛)

- ・毎回協力していただけるところに、継続して行っていく必要がある。
- ・学校へ直接チラシを配付し、子どもに持って帰ってもらうことも効果的である。

### 議題2 「スポーツをしていない人がスポーツをはじめるためには」

- ・交流都市でマレットゴルフを行うなど、新たな取り組みもよいと思われる。
- ・高齢者は、スポーツができる種目が限られてしまうため、配慮していく必要があ る。
- ・わこうっちのぬいぐるみを着て、駅でチラシを配るPRもよい。広報の小さい字では目立たないのでPR方法を工夫する必要がある。
- ・市民の平均年齢が低いので、家族で参加できるものを考えていく必要がある。

### 議題3 「スポーツをしている人が今まで以上にスポーツに親しみをもつためには」

- ・理研、ホンダ、自衛隊体育学校との連携を行う必要がある。
- ・まだ知られていない事業もあるので、情報周知を徹底する。
- ・特に市の北側のスポーツ施設の充実を図っていただきたい。
- ・大人になってからスポーツをはじめることは現実的になかなか難しいので、子ど もの頃に多くの種目を経験していただきたい。

### 議題4 「参加者、事業に毎年変化をつける(同じにならない)ためには」

- ・予算が事前に決まっていることから新しい事業を行うことが難しい。
- 年間事業を考える際に他の自治体の事業も参考にしていく必要がある。
- ・自治会が独自に活動を行っているところもあるので、参考にしてもよいのではないか。

### 議題5 「障害者、高齢者が気軽に身近にスポーツを行うためには」

- ・障害者は重度によりなかなか困難なので、コミュニケーションをとる機会を設け、 検討会を行うこともよいのではないか。
- ・ 高齢者については、各地域ごとに企画していただき、団体が近くまで向かって行 う必要があるのではないか。

### 議題6 「和光市全域でスポーツを行いやすい環境を整えていくためには」

・各スポーツ施設に公共交通機関を利用していけるように配慮していく必要がある。 市民体育祭など事業のときだけでも循環バスが近くを通るようにできるといい。

### 3 閉 会 21時00分

## (7) パブリック・コメント

和光市スポーツ推進計画及び概要版(案)について、

平成25年10月10日(木)~11月11日(月)まで33日間、パブリック・コメントを実施し、市役所4階スポーツ青少年課、1階行政資料コーナー、図書館、各公民館(中央、坂下、南)、運動場、総合体育館及び市のホームページにて計画(案)を提示し、市民から広く意見を求めました。

パブリック・コメントを実施した結果、意見の提出はありませんでした。

## 2 市内スポーツ施設

平成25年12月1日現在

※ いずれの施設も12月29日~1月3日は定休日となります。

### ○和光市総合体育館



開館時間:9時00分~23時00分

休館日:毎月第4金曜日(祝日の場合は翌週月曜日)

施設概要:メインアリーナ、サブアリーナ、柔道場、

剣道場、弓道場、軽スポーツ室、

ランニングコース、研修室、会議室

位置: 広沢3-1

連絡先: 048-462-0107

※ 詳細は総合体育館のホームページをご参照ください。

ホームページ: http://www.konamisportsandlife.co.jp/trust/wako/

### ○運動場



開場時間:8時30分~21時30分

休場日:毎週月曜日(祝日の場合は翌火曜日)

施設概要:野球場(多目的広場)

オムニコート庭球場 4面 会議室

位置:南2-2-2

連絡先:048-467-1335



### ○坂下庭球場



開場時間:8時00分~16時00分

休館日:毎週月曜日(祝日の場合は翌火曜日)

施設概要:クレーコート庭球場 3面

位置:下新倉4-20-33

連絡先:048-466-5701

### ○荒川河川敷運動公園



開場時間:8時00分~16時00分

施設概要:野球場3面 ソフトボール場、少年サッカー場、

大人サッカー場各1面ずつ

位置:大字新倉及び大字下新倉地内

連絡先:048-424-9117 (スポーツ青少年課)

○レクリエーション広場



開場時間:9時00分~17時00分

休場日:毎週月曜日(祝日の場合は翌火曜日)

施設概要:多目的広場1面

位置:南2-1516-1 (第四小学校隣り)

連絡先:048-424-9117 (スポーツ青少年課)

### ○外環花の木ゲートボール場



開場時間:9時00分~17時00分

施設概要:ゲートボール場 1面

位置:新倉2-3450

連絡先:048-424-9117 (スポーツ青少年課)

### ○武道館



開館時間:9時00分~21時00分

位置:中央1-1-6

連絡先:048-424-9117 (スポーツ青少年課)

## ○小学校校庭(全8校)



開放日:土曜日、日曜日及び祝日 開放時間:9時00分~18時00分

連絡先:048-424-9117 (スポーツ青少年課)

## ○小学校体育館(全8校)



施設名:小学校体育館(全8校)

開放日:平日、土曜日、日曜日及び祝日

開放時間:平日 18時00分~21時30分

土日祝 9時00分~21時30分

連絡先:048-424-9117 (スポーツ青少年課)

## 〇中学校体育館(全3校)



開放日:平日、土曜日、日曜日及び祝日

開放時間:19時00分~21時30分

連絡先:048-424-9117 (スポーツ青少年課)

### ○勤労福祉センター (アクシス)



開館時間:10時00分~22時00分

休館日:毎月第4月曜日

施設概要: アリーナ、アスレチックルーム、会議室、和室

浴室

位置:新倉7-10-7

連絡先:048-462-7890

※ 詳細は勤労福祉センターのホームページをご参照ください。

ホームページ: http://www.saispo.jp/wako/

### 〇中央公民館



開館時間:9時00分~21時30分

施設概要:体育室

位置:中央1-7-27

連絡先:048-464-1123

## ○坂下公民館



開館時間:9時00分~21時30分

施設概要:講堂

位置:新倉3-4-18

連絡先:048-464-5230

## ○南公民館



開館時間:9時00分~21時30分

施設概要:体育室兼講堂

位置:南2-3-1

連絡先:048-463-7621

### 〇和光樹林公園



施設概要:1,000mジョギングコース

800mジョギングコース

(ウォーキングも可)

位置: 広沢地内

連絡先:048-424-9132(都市整備課)

※ 上記市内の小・中学校の校庭・体育館及び国の施設(司法研修所・裁判所職員 総合研修所・税務大学校)の利用方法については、スポーツ青少年課までお問い 合わせください。

## 3 スポーツ施設利用状況

# 和光市総合体育館利用人数実績(平成 20~24 年度)

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	個人利用(人)	5,979	8,144	6,622	4,053	5,743
メインアリーナ	専用利用(人)	35,879	32,213	46,077	42,171	62,045
	人数合計	41,858	40,357	52,699	46,224	67,788
	個人利用(人)	1,911	4,607	2,865	3,354	3,637
サブアリーナ	専用利用(人)	19,698	23,058	32,814	29,347	35,493
	人数合計	21,609	27,665	35,679	32,701	39,130
	個人利用(人)	894	948	656	603	638
柔剣道場	専用利用(人)	11,277	15,223	18,280	16,768	16,434
	人数合計	12,171	16,171	18,936	17,371	17,072
	個人利用(人)	16,748	19,500	24,887	27,737	29,515
軽スポーツ室	専用利用(人)	1,913	2,412	2,668	1,886	2,114
	人数合計	18,661	21,912	27,555	29,623	31,629
研修会議室	専用利用(人)	3,481	4,309	4,864	7,427	9,787
柳修云磯主	人数合計	3,481	4,309	4,864	7,427	9,787
	個人利用(人)	1,665	1,843	1,462	2,145	1,977
弓道場	専用利用(人)	1,040	1,094	2,335	1,136	2,485
	人数合計	2,705	2,937	3,797	3,281	4,462
	個人利用(人)	26,188	22,910	22,079	22,717	24,697
トレーニング室	回数券(人)		4,715	8,255	9,012	8,979
	人数合計	26,188	27,625	30,334	31,729	33,676
<i>ランニングコー</i> ス	個人利用(人)	801	1,150	1,065	1,003	1,008
個人利用計(人)		54,186	63,817	67,891	70,624	76,194
専用利用計(人)		73,288	78,309	107,038	98,735	128,358
	コース型教室)	13,982	17,687	18,760	21,996	25,865
総利用	人数(人)	141,456	159,813	193,689	191,355	230,417

# 平成 24 年度 総合体育館以外のスポーツ施設利用状況

		施 設 名	使用 回数 (延べ)	前年度比增減	利用人数 (延べ)	前年度比増減
1	運	野球場	353	25	10, 418	-12, 057
2	動	庭球場	4, 450	-303	21, 373	-961
3	場	会議室	89	22	1,816	-721
4	坂	下庭球場	1, 122	-96	4, 974	-318
5	司剂	去研修所庭球場	530	84	3, 062	579
6	司剂	去研修所グラウンド	90	32	985	474
7	税	<b>络大学校庭球場</b>	0	-571	0	-3, 339
8	税和	<b>落大学校グラウンド</b>	0	-76	0	-605
9	裁判所	職員総合研修所庭球場	246	13	1, 418	23
10	裁判所	職員総合研修所グラウンド	36	14	827	507
11	荒川	野球場	1, 126	-378	19, 110	-4, 205
12	河河	ソフトボール場	388	-78	8, 292	292
13	川 敷	サッカー場 (一般・少年)	407	153	10, 986	3, 351
14		広沢小学校校庭 (夜間)	151	61	3, 060	-1, 711
15	学	小学校体育館(夜間)	1, 399	297	25, 718	-4, 137
16	校	小学校体育館(土・日・祝日)	1, 378	-9	35, 139	3, 413
17	開	小学校校庭(土・日・祝日)	1, 224	-15	60, 847	1, 307
18	放	中学校体育館(夜間)	554	90	9, 601	3, 597
19		中学校体育館卓球場 (夜間)	194	28	4, 895	1, 416
20		武道館	409	-158	9, 683	-4, 072
21		花の木ゲートボール場	91	41	803	285
22		レクリエーション広場	257	-52	8, 092	-456
		合 計	14, 494	-876	241, 099	-12, 468

# 4 スポーツ団体加入状況

# 体育協会

平成 25 年 5 月 25 日現在

No.	団体名	団体数	男	女	合計
1	軟式野球連盟	22	408	5	413
2	ソフトテニス連盟	7	74	30	104
3	バレーボール連盟	8	12	94	106
4	ソフトボール協会	13	222	28	250
5	バドミントン連盟	5	49	44	93
6	硬式テニス協会	9	74	43	117
7	剣道連盟	1	75	36	111
8	水泳連盟	1	21	14	35
9	少林寺拳法連盟	1	28	17	45
10	合気道	1	42	30	72
11	武術太極拳連盟	12	31	113	144
12	バスケットボール連盟	7	64	29	93
13	弓道連盟	1	23	25	48
14	空手道連盟	6	60	29	89
	合 計	89	1, 183	537	1,720

# スポーツ少年団

平成 25 年 5 月 25 日現在

No.	団体名	単位団	団員数		指導	合計
110.		十八四	男	女	者数	□рГ
1	少年野球連盟	8	236	14	204	454
2	ミニバスケットボール連盟	6	63	99	39	201
3	少年サッカー連盟	5	153	12	51	216
4	小学生バレーボール連盟	1	0	33	7	40
5	少女サッカークラブ	1	0	19	3	22
	合 計	21	452	177	304	933

## 5 市・教育委員会・体育協会主催スポーツ事業【参考】

### ○佐久市とのスポーツ交流事業 (マレットゴルフ)



時期:6月頃に実施

場 所:佐久市総合運動公園

内 容:友好都市の長野県佐久市でマレットゴルフの体験を行

います。

## ○レクリエーション教室(初夏・秋・冬)



時期:各2回ずつ。土・日・祝日の午前中(9時~12時)

に実施

場 所:総合体育館メインアリーナ

内容:複数のスポーツを行うことができます。平成24年度

はキンボール、フロアカーリング、バウンドテニス、

フットサルを行いました。

### ○ラジオ体操



時 期:例年8月上旬平日の朝に実施

場 所:樹林公園(総合体育館前)

内容:ラジオ体操第1・第2を実施します。

### ○水泳記録会



時期:例年9月に実施

場 所:総合児童センタープール棟

内容:子どもから大人まで誰もが記録にチャレンジする事で

泳ぐことの楽しさを知り、体力向上及び健康づくりを

図ります。

### ○十日町市とのスポーツ交流事業 (ノルディック (ポール)・ウォーキング)



時期:9月頃に実施

場 所:十日町市内

内 容:友好都市の新潟県十日町市でノルディック (ポール)・

ウォーキングの体験を行います。

### ○チャレンジドスポーツ大会



時 期:9月末頃の土曜日に実施

場 所:総合体育館メインアリーナ

内 容:競技種目を工夫し、障害者と一般の参加者やボランテ

ィアが一緒になって競技を行います。

### ○秋の市民ハイキング



時期:例年9月~11月頃に実施

場 所:関東近郊 平成25年度 山梨県(西沢渓谷)

平成24年度 東京都(御岳山) 平成23年度 群馬県(牛伏山)

内容:市役所から現地までバスで行き、ハイキングを行います。

### ○市民体育祭



時 期:例年体育の日に実施

場 所:運動場

内 容:50m競争、80m競争、1500m競争、大玉送り、

自治会対抗リレー、玉入れ、綱引き、障害物競走など

を行います。

#### ○スポーツ体験フェスタ



時 期:例年11月第1日曜日に実施

場 所:運動場、総合体育館、児童センタープール棟

内容:体育協会加盟団体競技(サッカー、野球、ソフトボー

ル、テニス、ソフトバレー、バスケットボール、バド

ミントン、空手、少林寺拳法、合気道、剣道、弓道、

武術太極拳、水泳)の体験を行います。

### ○新体力測定



時 期:市民まつり(11月)にて実施

(10時~15時)

場 所: 広沢小学校体育館

内 容:文部科学省からの依頼により、握力、立ち幅跳び、

反復横跳び等を実施します。

### ○スポーツ講習会



時 期:例年1~2月頃に実施

場 所:総合体育館

内 容:気軽にできるストレッチ・健康体操を実施します。

## ○和光市民ロードレースフェスティバル



時期:例年3月第2日曜日に実施

場 所:樹林公園及び周辺道路

内 容:10km、5km、3km、2km×6人(ジュニア駅伝)

ファミリーの部 (1km) に分かれて走ります。

## ○ノルディック・(ポール) ウォーキング教室



時期:例年3月に実施

場 所:樹林公園及び周辺道路

内容:スキーのストックのようなものを用いてウォーキング

を実施します。

### ○ジュニアスキー教室



時期:例年3月末の金曜日~日曜日に実施

場 所:長野県菅平高原スキー場

内容:子供たちが楽しみながらスキーの技術を修得し、体力

の向上及び仲間づくりを目的に実施します。

## 6 用語集

## (1) スポーツ基本法

スポーツ基本法は、昭和36年に制定されたスポーツ振興法(昭和36年法律第141号)を50年ぶりに全部改正され、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたものです。

### (2) 和光市総合振興計画

和光市が目指す都市の将来像を掲げ、その実現に向けて、住民、NPO、市民団体などと行政がともに目指す目標を基本目標として具体的に示し、さらにその基本目標を達成するための様々な取組を体系的に示すものであり、市の最上位の計画です。

### ③ 指定管理者制度

地方自治法の改正により、民間事業者等が公の施設を管理できるようにした制度です。

## (4) 体育協会

体育、スポーツ及びレクリエーションを普及発展させ、市民の体力の向上を図り、健康で明るい市民生活の発展に寄与することを目的とし、平成25年5月25日現在現在、15団体(スポーツ少年団含む)が加盟しており、各種大会・教室等を実施しています。

### (5) スポーツ推進委員(旧体育指導委員)

スポーツ基本法第32条に基づき、教育委員会から委嘱受け、スポーツの推進の ため、市民に対しスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行 う非常勤特別職員です。

平成25年4月1日現在、和光市には14人のスポーツ推進委員が委嘱され、レクリエーション教室、市民ハイキングなどで活躍しています。任期は2年です。

### (6) スポーツ少年団

青少年のスポーツ活動を通じて、スポーツ生活・体力づくり・人間づくりに寄与 し、自主的活動を通して心身の健全な育成を目的とする団体で、

平成25年4月25日現在、21単位団が加盟しています。

#### (7) 総合型地域スポーツクラブ

生涯スポーツ社会の実現を掲げて、1995年より文部科学省が実施するスポーツ振興施策の1つで、幅広い世代の人々が各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する地域密着型のスポーツクラブです。

埼玉県では、県内市町村数と同数のクラブを育成することを目指しています。

## (8) レクリエーション・スポーツ (ニュー・スポーツ)

レクリエーション・スポーツとは、勝敗にこだわらず、いつでも・どこでも・誰でも、そしていつまでも出来る軽スポーツを総称した言い方です。 一般的には「ニュー・スポーツ」と言われるフロアカーリング、インディアカ・ペタンク・ディスクゴルフ・グラウンドゴルフなど多くの種目があります。

### (9) ながらスポーツ

「洗濯物を干しながら」「通勤しながら」「お風呂に入りながら」日々の生活に取り入れるだけの簡単なスポーツであり、県が積極的に推進しています。「忙しく時間がない」「時間がない」などといった人におすすめなのが、「ながらスポーツ」です。

## 7 関係法令

和光市健康づくり基本条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条-第7条)
- 第2章 健康づくりの推進に関する基本的施策(第8条―第10条)
- 第3章 健康づくりの推進体制(第11条―第14条)
- 第4章 ヘルスソーシャルキャピタル審議会(第15条―第18条)
- 第5章 雑則(第19条)

附則

健康であることは、疾病や障害の有無に関係なく、市民が生き生きと安心して生活し、自己 実現を図るための基盤となるものであり、全ての市民が健康であることは、市民一人一人の 生活のみならず市全体としての福祉の向上につながるものである。

市は、市民の健康を増進させるため、誰もが健康に暮らすことができるまちづくりを進めており、その実現のためには、健康づくりに関する施策を総合的に調整し、市民、事業者及び 関係団体等との協働により、地域が一体となって計画的に推進していく必要がある。

そこで、健康づくりに関し基本的な事項を定め、健康づくりに関する施策を包括的に推進する体制を構築し、もって市民の福祉の向上に寄与するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市が行う健康づくりに関する施策について基本的な事項を定めることにより、市民の健康増進を図り、もって市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「事業者」とは、市内で事業活動を営む者をいう。
- 2 この条例において「関係団体等」とは、市内で保健、医療及び福祉に関する活動に従事する者及び団体をいう。

### (基本理念)

- 第3条 健康づくりは、市民一人一人の心身の状態等に合わせて、生き生きと健やかに生活できるよう全世代を通じて継続的に行われなければならない。
- 2 健康づくりは、市民一人一人の健康が生活の質の向上に不可欠であることを認識して推進されなければならない。
- 3 健康づくりは、市民、事業者、関係団体等及び市がそれぞれの役割を認識し、相互に協力して地域全体で推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民、事業者及び関係団体等と協働して健康づくりに関する施策を包括的に推進しなければならない。

### (市民の責務)

第5条 市民は、主体的に健康づくりに関心を持ち、自らの健康状態に応じた健康の保持及 び増進に関する取組を行うよう努めなければならない。

### (事業者の責務)

第6条 事業者は、その使用する者の健康に配慮した職場環境の整備に努めるとともに、市の健康づくりに関する施策の推進に協力するよう努めなければならない。

### (関係団体等の責務)

第7条 関係団体等は、その活動に当たっては健康づくりに配慮するとともに、市の健康づくりに関する施策の推進に協力するよう努めなければならない。

第2章 健康づくりの推進に関する基本的施策

(健康づくりの推進に関する取組)

- 第8条 市は、健康づくりに関する施策を推進するため、次に掲げる取組を行うものとする。
- (1) ヘルスアップ 健康増進及び疾病等の予防に関する取組
- (2) ヘルスサポート 疾病等の進行及び重症化を防ぐための取組

#### (調査及び分析)

第9条 市長は、健康づくりに関する地域の課題を明確にするため、別に定める区域ごとに、 市民の健康状態等に関する調査及び分析を行うものとする。

### (目標の設定)

第10条 市長は、健康づくりに関する施策及び事業の推進に資するため、健康づくりに関する目標を定め、当該目標及びその結果を公表するものとする。

第3章 健康づくりの推進体制

### (連携及び協働)

第11条 市は、市民、事業者及び関係団体等と相互に連携を図りながら、協働して健康づくりに関する施策及び事業を実施するよう努めるものとする。

### (情報提供等)

第12条 市は、市民、事業者及び関係団体等に対して、健康づくりに関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民、事業者及び関係団体等に対し、健康づくりの推進のために必要な情報を提供するよう求めることができる。

### (推進体制の整備)

第13条 市は、健康づくりに関する施策を総合的に調整し、及び計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(ヘルスサポーターの育成)

第14条 市長は、健康づくりに関する施策の推進を図るための市民ボランティアとして、ヘルスサポーターの育成に努めるものとする。

第4章 ヘルスソーシャルキャピタル審議会

(設置)

第15条 市長の諮問に応じ、健康づくりに関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、ヘルスソーシャルキャピタル審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、健康づくりに関する事項について調査及び研究を行い、市長に意見を述べることができる。

#### (組織等)

第16条 審議会は、委員12人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体等を代表する者
- (3) 公募による市民
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第18条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、議長が会議を公開することに支障があると認めるときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

### 第5章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

スポーツ基本法

スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 スポーツ基本計画等(第九条・第十条)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等(第十一条一第二十条)

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備(第二十一条―第二十四条)

第三節 競技水準の向上等 (第二十五条—第二十九条)

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備(第三十条―第三十二条)

第五章 国の補助等(第三十三条-第三十五条)

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の 形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務 並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる 事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民 の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調 和ある発展に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

- 第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに 鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその 適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければ ならない。
- 2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。
- 3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。
- 4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。
- 5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。以下同じ。)が国際競

技大会(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。)又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準(以下「競技水準」という。)の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

- 7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。
- 8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、スポーツに関する 施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。
- 3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の 措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画(以下「スポーツ基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材 (以下「指導者等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成シ ステムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催 その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。

以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態 等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものと する。

### (学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及 び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施 設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資する

ものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツ に関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等 の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずる ことにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、 国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。 (体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことが

できるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動(以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。)を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会(昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

- 2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会(昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、 国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により 選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。
- 3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確

保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会(平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。)、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。)と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、 スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関 係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあっては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

- 一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの
- 二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの
- 2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、 予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校 振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十一条から第十三条までの規定の適用があるも のとする。
- 3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、 その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業 に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

和光市スポーツ推進計画 (平成25年12月発行)

編集発行 和光市教育委員会事務局スポーツ青少年課

和光市広沢1-5

Tm 048-424-9117 (直通)

mail c0400@city.wako.lg.jp

URL http://www.city.wako.lg.jp/